



千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

92.1.27 No.3528

千葉転支部 市東君への 不当処分弾劾

出勤停止25日 の重処分!

一月二十日JR千葉支社は、千葉転支部市東君に対し、出勤停止二十五日という重処分を下した。理由は、昨年六月に運転席でちよつと雑誌をひろげたことが、出勤停止二十五日の重処分にあたる

理由は唯一 “動労千葉憎し”

市東君は昨年十二月十日、乗務カバンに雑誌を入れていたとの理由で、乗務を停止され、以降四十日間も一室にとじこめられ、毎日就業規則等の書き写しをさせられるという、虐待的扱いを強制されてきた。しかし、この乗務停止に関する団交のなかでは、「個人に貸与したカバンの中に雑誌を入れていたことのために悪いのか」との組合側の質問に対し、当局は全く回答することができず、メモメモになってしまったのである。そこで

明らかかな 差別処分だ!

もしも、こんなささいな問題で出勤停止二十五日などというのは、見たことも聞いたこともない、驚くべき重処分である。千葉転ではかつて、革マル分子永島が、当直助役のエリ首をつかんで上着のボタンがとぶほどにあばれまわり、しかも、乗務予定の勤務を放り出して職場放棄、自宅へ帰ってしまったという事件が発生した。このときの処分がたんなる減給である。今回の問題とはくらべものにならないような重大な事件である。要するに“革マルは何をやっても好き勝手、動労千葉の組合員は何の理由がなくても重処分”——これが今回の処分攻撃の本質である。

千葉支社 運輸課は 素人以下

また、この間、千葉支社運輸課によって、素人以下の列車設定によって、四十分も団体列車が立往生するというおどろくべき事件が起きている。銚子発の団体列車を、東金線を回して東京に入れて

しまったのである。当然、上り・下りが逆になり、ATCで錦糸町に立往生してしまった。これが千葉支社運輸課の“技術水準”なのだ。われわれは、断じて不運転席で雑誌をひろげ

当処分を許さない!

1/30集会へ結集を

現在展開されている、第一波・第二波スト公労法解雇公判の解雇無効 地位確認判決を求める署名運動は、全国的に大きな反響を呼び、連日千葉県下はもとより各地から多数の署名入りの用紙が送られてきています。その中には、激励の手紙や心からのカンパが同封されているものもあり、動労千葉の闘いに対する期待と関心の深さが物語られています。

署名運動をさらに展開し、解雇無効の勝利判決をかちとろう!

一・三〇総決起集会へ結集し、千葉地裁を包囲しよう!

(ここに手紙の一部を紹介します)

